

西予市産品販売促進支援事業費補助金交付要綱

平成19年 3月12日

告示第31号

(事業の目的)

第1条 この告示は、西予市内で生み出された優れた製品の販売を通じて西予市産業の活性化を図るため、特産品等の販路開拓、広告宣伝、調査研究等に係る費用の一部を補助することにより、西予市産品の販売促進と地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域特産品 地域資源を活用した商品であって、西予市内の産品であることを広報宣伝することによって、製品の評価や地域イメージの向上に資するものと市長が認めたもの。
- (2) 法人 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条で規定する中小企業者、農地法(昭和27年法律第229号)第2条第7項で規定する農業生産法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営活動法人をいう。
- (3) グループ 地域の活性化を目的として組織された任意団体で、構成員の資格、加入、脱退に関する規定及び会計規則を有するものをいう。
- (4) 見本市等 西予市外での販路、事業提携先等の開拓のため地域特産品を紹介する見本市、展示会その他これに類似するものをいう。
- (5) ジオの至宝 四国ジオパーク推進協議会が四国ジオブランド認定制度要綱(平成29年2月17日)に基づき認定した四国西予ジオパークの地域ブランド商品をいう。

(補助対象事業者)

第3条 この事業の対象事業者は、市長が認めた地域特産品を販売し、西予市内に住所又は活動の拠点を有する法人・グループ・個人で、当該年度内に前年度の市税を完納している者(グループの場合はその構成員を含む。)とする。また、法人・グループ・個人が、共同で実施することも可能とし、その場合代表者を決定して申請するものとする。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) インターネットショップ販売事業 地域特産品(2品目以上)の販売拡大を行うために、インターネットを活用した物産販売事業をいう。

- (2) 見本市等への出展事業 他の事業者が開催する見本市等に参加及び出店する事業をいう。
- (3) 見本市等開催事業 自らが見本市等を開催する事業をいう。ただし、ジオの至宝を取り扱う場合にあっては、市内における開催事業も対象とする。
- (4) 物産展出店事業 西予市を含む地域ブロックの事業者を出展者とし開催されるもので、西予市観光事業との連携が期待できるものをいう。
- (5) アンテナショップの設置及び運営事業 地域特産品広報宣伝や消費者ニーズの調査等を目的に、1箇月以上の期間を定めて臨時的に開設する店舗の設置及び運営に関する事業をいう。
- (6) 商品パンフレット作成事業 地域特産品のパンフレット作成に係る事業をいう。
- (7) 市場調査研究事業 地域特産品の市場調査研究に係る事業をいう。
- (8) その他特に市長が必要と認める事業
 - 2 補助の対象となる経費及び補助率等は、別表に掲げるところによる。
 - 3 補助金の交付回数は、一事業者につき通算で5回までとする。ただし、ジオの至宝を扱う事業者にあつては、通算で10回までとする。
 - 4 前項の規定に関わらず、第1号、第6号及び第7号に規定する事業にあつては、各2回までとする。

(事業計画)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ西予市産品販売促進支援事業実施計画承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(事業の承認)

第6条 市長は、補助事業対象者から申請書を受理した場合は、その内容に係る部局で審査会を組織し、適当と認めるときは、補助事業対象者に対し西予市産品販売促進支援事業実施計画承認通知書(様式第2号。以下「承認通知書」という。)により通知を行うものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第7条 補助金の承認通知書を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の承認を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、内容の変更(補助金額の増減の伴わない軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ西予市産品販売促進支援事業変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止及び廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あ

らかじめ西予市産品販売促進支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の交付申請）

第9条 補助事業対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、西予市産品販売促進支援事業費補助金交付申請書（様式第5号。以下「申請書」という。）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第10条 市長は前条による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、西予市産品販売促進支援事業費補助金交付決定通知書（様式第6号）により通知を行うものとする。

（補助金の概算払請求）

第11条 補助事業者は、補助金の概算払を請求することができる。概算払を請求するときは、西予市産品販売促進支援事業補助金概算払請求書（様式第7号。以下「概算払請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第12条 市長は、前条による概算払請求書を受理したときは、補助金の6割以内の範囲で交付するものとする。

（補助金の精算払請求）

第13条 補助事業者は、西予市産品販売促進支援事業補助金精算払請求書（様式第8号。以下「精算払請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 市長は、精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

（目的外使用の禁止）

第15条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

（指導監督）

第16条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて補助事業に対し、補助事業の内を検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（交付決定の取消し等）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定を取消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長はその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この告示及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) この告示により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(その他)

第 18 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年告示第 1 号)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年告示第 18 号)

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年告示第 146 号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第 4 条第 3 項及び第 4 項に規定による補助金の交付回数は、改正前の西予市産品販売促進支援事業費補助金交付要綱第 12 条の規定により交付を受けた者に係る交付回数を含むものとする。

別表(第4条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助率 (補助限度額)		備考
		一般	ジオの至宝	
1 インターネットショップ販売事業	①独自にインターネットショップページを作成する場合の専門業者への委託経費	1/2 以内の額 (50 万円)	3/4 以内の額 (50 万円)	1 ①②③④の補助対象経費については、合計で100万円(ジオの至宝においては150万円)を補助限度額とする
	②既存のインターネットショップストア内にショップページを作成する場合の専門業者への委託経費	1/2 以内の額 (30 万円)	3/4 以内の額 (30 万円)	
	③インターネット初期開設経費(初期工事費、ドメイン取得費、サーバー初期設定費、SEO対策費(初回のみ))	1/2 以内の額 (100 万円)	3/4 以内の額 (150 万円)	
	④インターネットショップページ運営のための端末機器購入経費(パソコン本体及びそれに付随する接続機器(プリンタ、スキャナ、デジカメ等))	1/2 以内の額 (7 万円)	3/4 以内の額 (7 万円)	
2 見本市等への出展事業	会場借料又は出展料、会場装飾費、旅費及び運搬費	1/2 以内の額 (100 万円)	3/4 以内の額 (150 万円)	
3 見本市等開催事業	①会場借料、会場装飾費、旅費、運搬費及び広告宣伝費、原材料費	1/2 以内の額 (100 万円)	3/4 以内の額 (150 万円)	原材料費については、ジオの至宝を取り扱う事業のみを対象とし、市場調査による実勢価格の1/2以内限度額20万円とする。ただし、開催当日に消費されるものに限る。

4 物産展 出展事業	会場借料又は出展料、 会場装飾費、販売員賃 金及び旅費、運搬費	1/2 以内の額 (100 万円)	3/4 以内の額 (150 万円)	
5 アンテナ ショップの 設置及び運 営事業	会場借料、会場装飾費 、旅費、運搬費、広告 宣伝費、光熱水費及び 賃金	1/2 以内の額 (100 万円)	3/4 以内の額 (150 万円)	
6 商品パン フレット作 成事業	パンフレット作成に 係るデザイン費、印刷 製本費	1/2 以内の額 (100 万円)	3/4 以内の額 (150 万円)	
7 市場調査 研究事業	商品のテスト販売及 び消費者アンケート にかかる経費	1/2 以内の額 (100 万円)	3/4 以内の額 (150 万円)	
8 その他特 に市長が必 要と認める 事業		1/2 以内の額 (100 万円)	3/4 以内の額 (150 万円)	